

琉球国中山王の、馬沙皆等を暹羅等の国へ遣わす執照

(一五二〇、八、一九)

琉球国中山王、見^{けん}に進貢等の事の為にす。

切に本国は産物稀少にして貢物を欠乏するに縁^より、深く未便と為す。此の為に今、正使馬沙皆・通事高賀等を遣わし、信字号海船一隻に坐駕し、磁器等の物を装載し、暹羅等の国の出産の地面に前往して両平に胡椒・蘇木等の貨を収買せしむ。回国して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所^よ拠りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に到処の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字二百二十三号半印勘合執照を給して正使馬沙皆・通事高賀等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘^{とこち}の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅候して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使一員 馬沙皆

副使一員 野麻度

通事二員 高賀 林達¹

火長一名 沈礼

管船直庫 馬寧久

梢水共に一百六十三名

正徳十五年(一五二〇)八月十九日

右の執照は正使馬沙皆・通事高賀等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の事の為にす 執照

注(1) 林達 久米村林氏(名嘉山家)四世(『家譜』二一九二〇頁)。

琉球国中山王尚真の、椰末度等を暹羅等の国へ遣わす執照

(一五二二、九、七)

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。

切に本国は産物稀少にして貢物を欠乏するに縁^より、深く未便と為す。此の為に今、正使椰末度・通事蔡樟等を遣わし、智字号海船一隻に坐駕し、磁器等の物を装載し、暹羅等の国の出産の地面に前往して両平に胡椒・蘇木等の貨を収買せしむ。回国して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所^よ拠りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に到処の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字二百二十八号半印勘合執照を給して正使椰末度・通事蔡樟等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘^{とこち}の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅候して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。